

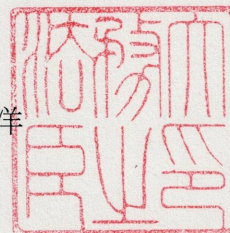
法務省人服第487号
令和7年11月6日

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

法務大臣 平 口

洋



令和7年10月16日受付第763号から第767号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 平成21年9月2日付け法務省人服訓第2112号「法務省人事評価実施規則」（令和7年4月1日時点）
- (2) 平成26年9月30日付け法務省人服第252号「人事評価の運用について（依命通知）」（令和6年3月28日時点）
- (3) 令和2年1月29日付け法務省人服第17号「法務省本省等における多面観察の実施について（通知）」
- (4) 令和2年1月29日付け法務省人服第18号「法務省本省等における多面観察の運用について（依命通知）」
- (5) 令和6年10月25日付け事務連絡「令和6年度における多面観察の実施について」別紙3

2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁判の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。